

○焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則

平成20年10月22日規則第47号

改正

平成25年3月27日規則第16号

焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター条例（平成20年焼津市条例第84号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第2条 焼津市大井川精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による利用の承認を拒否し、若しくは取り消し、又はセンターの利用を中止させることができる。

- (1) 条例第8条第1号又は第2号に該当するとき。
- (2) 災害その他やむを得ない事情がある場合を除くほか、定員を超えるとき。
- (3) 病気等の理由により利用を不相当と認めるとき。
- (4) 第6条に規定する遵守事項を守らないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理に支障を及ぼすと認められるとき。

(工賃の支払)

第4条 指定管理者は、条例第3条の事業において生産活動を行った者に対して、当該活動による収入から当該活動に直接要した経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(費用負担)

第5条 センターを利用する者は、食費、創作活動に係る材料費その他の実費及び条例第3条の事業において提供するサービスに要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担する金額は、指定管理者に直接支払うものとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備又は器具等を許可なく使用し、又はこれらを他に移動しないこと。
- (2) 施設、設備又は器具等を損傷し、又は滅失しないこと。
- (3) 危険物及び爆発物を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(運営の基準等)

第7条 指定管理者は、センターの運営に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）のほか、関係法令その他関係規定を遵守しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。